



みずほ日本債券アドバンス（豪ドル債券型）

愛称：ちょっとコアラ
追加型投信／内外／債券

分配金に関するお知らせ

2017年4月26日の決算において、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、分配金額（1万口当たり、税引前）を20円と決定いたしました。

分配金実績（1万口当たり、税引前）直近3年分

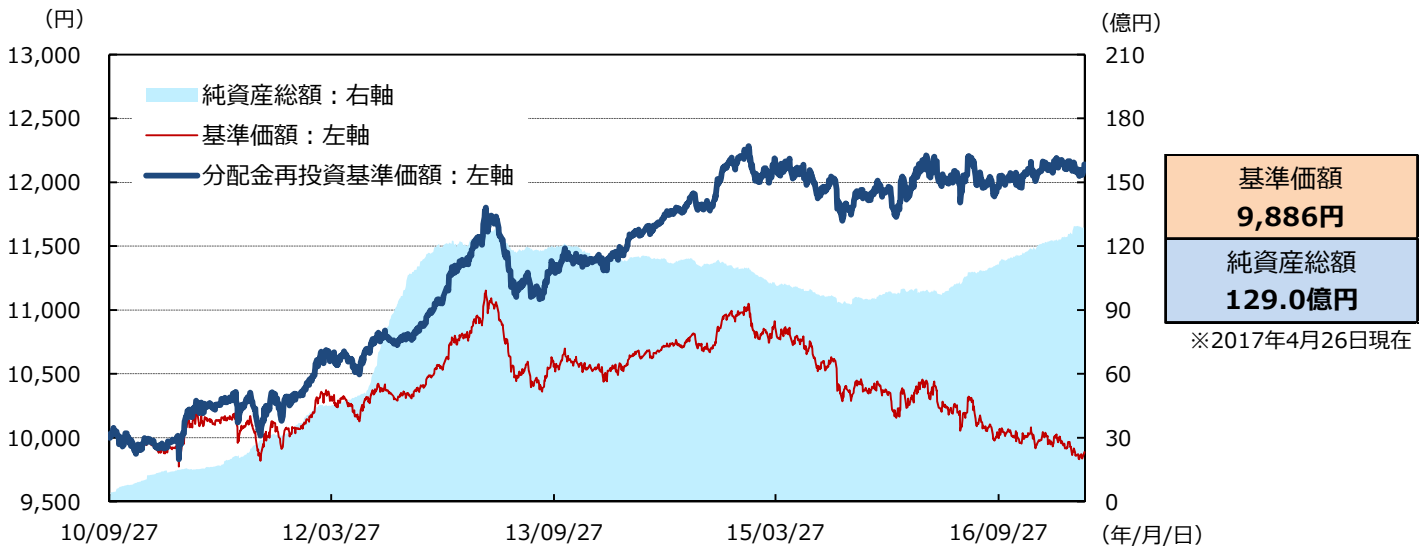
決算期	第44期～第56期	第57期～第78期	第79期	分配金累計額 (設定来)
決算日	2014年5月26日 ～2015年5月26日	2015年6月26日 ～2017年3月27日	2017年4月26日	
分配金額	各25円	各40円	20円	2,130円

騰落率（税引前分配金再投資） 基準日：2017年4月26日

1か月	3か月	6か月	1年	2年	3年	設定来
0.3%	0.4%	0.6%	-0.2%	0.0%	4.8%	21.4%

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

運用実績（期間：2010年9月27日（当ファンド設定日の前営業日）～2017年4月26日）



※当ファンド設定日の前営業日の当初元本（1万口につき1万円）を起点とする推移。基準価額および分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。分配金再投資基準価額は“決算時に収益分配があった場合に、その分配金（税引前）をファンドに再投資したものと仮定して算出した収益率”に基づく当ファンドの1万口当たりの基準価額を表します。一方、基準価額は、こうした修正を一切加えていない実際の1万口当たりの基準価額です。（投資信託は、収益分配があった場合に、その分だけ基準価額が下がる仕組みになっています。）

出所：アセットマネジメントOne

※上記は、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来における運用成果や収益分配を示唆、保証するものではありません。分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

※最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

足元の投資環境と運用概況（2016年10月以降）

国内債券

新発10年国債利回り（国内長期金利）は上昇しました。2016年10月末にマイナス0.05%で始まり、日銀の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の下、横ばいで推移したものの、11月の米大統領選挙以降、米国金利の上昇の影響から、国内長期金利も上昇傾向となりました。2017年2月には、国内長期金利は0.1%台に上昇する場面もありましたが、その後は、日銀が国内長期金利の抑制姿勢を示したことや、地政学リスクへの警戒感から上昇幅を縮めプラス0.02%近辺で推移しています。

また、社債利回りの国債利回りとの格差は、社債市場の良好な需給を背景に縮小しました。

当ファンドにおいては、最長残存期間を15年程度とするラダー型ポートフォリオ運用（各年限が時価ベースでおおむね同ウェイトとなるような運用）を行っています。金利水準の上昇によりプラス利回りとなった国債を購入するとともに、国債の利回りがマイナス水準にとどまった年限については、相対的に魅力が高いと判断した社債などを購入し、利回り向上に努めています。今後も利回り水準などを勘案しながら公社債の組み入れを行い、ラダー型ポートフォリオ運用を行って参ります。

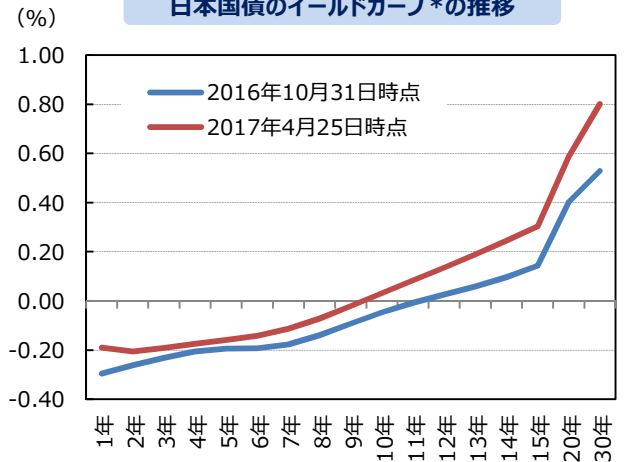
豪ドル債券

豪ドル債券市場では、2016年10月末から12月下旬にかけて米国のトランプ氏の大統領就任に向けた減税やインフラ投資などの政策期待や、米連邦準備制度理事会（FRB）による利上げを背景とした米国金利の上昇につれた形で、国債利回りは上昇しました。その後は2017年2月下旬にかけて、方向感を欠く展開となりました。3月にはFRBによる利上げ観測の高まりに連れてオーストラリアの国債利回りは一時上昇したものの、米利上げ後には地政学リスクの高まりなどを背景に国債利回りは低下しました。

為替市場では、2016年11月上旬から2017年3月下旬にかけて鉄鉱石などの商品価格が堅調に推移し、オーストラリアの貿易収支などの経済指標が改善したことから、豪ドル高円安が進行しました。3月下旬以降は、鉄鉱石価格が軟調な推移となったことや、地政学リスクへの警戒感を背景に円買いの動きが強まったことから、豪ドル安円高となっています。

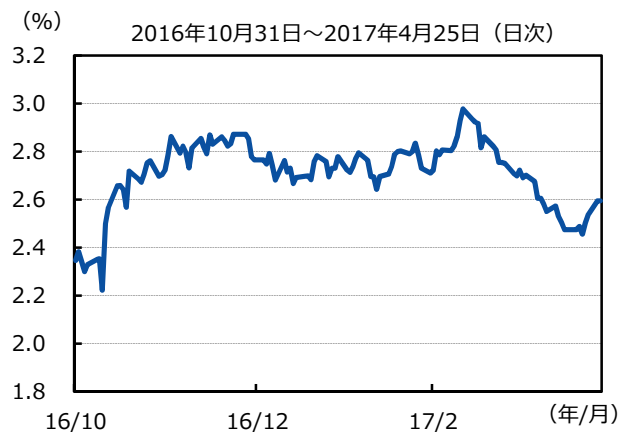
ファンド全体の修正デュレーションは、8年の上限に近い長めの水準としています。ただし、市場環境の変動などには機動的に対応します。債券種別配分戦略では州債や国際機関債などの非国債の投資妙味が相対的に高いと考え、引き続き比重を高めとします。

日本国債のイールドカーブ*の推移

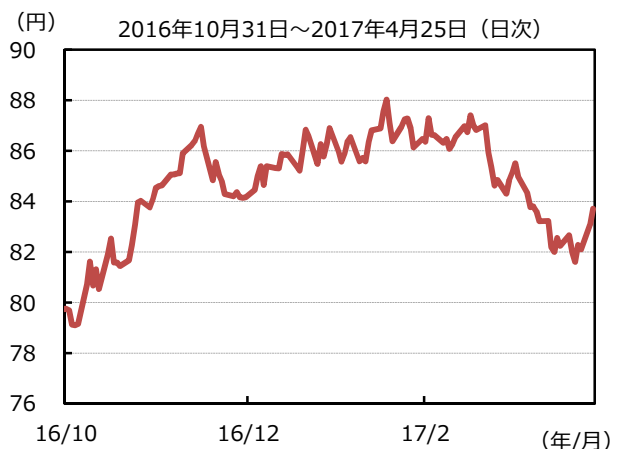


* 債券の償還期間（残存期間）が異なる複数の債券の残存期間と利回りの関係を表した曲線。

豪州10年国債の利回りの推移



豪ドル/円の推移



出所：野村総合研究所およびブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成。

※上記は、将来における日本と豪州の国債利回りおよび豪ドル/円の推移を示唆、保証するものではありません。



今後の見通し

国内債券

日銀は当面10年物国債金利をゼロ%程度で推移させるとみられることから、金利はおおむね横ばいで推移すると考えます。また、社債利回りについても国債利回り同様に、おおむね横ばいで推移すると見込みます。

豪ドル債券

オーストラリアの物価動向が低迷する中、豪州準備銀行（RBA）は緩和的な政策姿勢を維持すると予想され、国債利回りは低位で推移すると考えます。為替市場では、オーストラリアの相対的に高い金利水準が豪ドルの上昇要因となるものの、市場がリスク回避的になる局面などでは上値が抑えられる展開を見込みます。

【ご参考】各マザーファンドのポートフォリオの状況（2017年3月31日時点）

国内公社債マザーファンド

●ポートフォリオの状況

国内債現物	99.0%
その他資産	1.0%
国内債先物	0.0%
国内債組入銘柄数	135銘柄
平均利回り（終利）	0.15%
平均直利	1.12%
修正デュレーション	7.1
加重平均格付け	A+

●種別組入比率

種別名	比率
国債	44.7%
普通社債	40.9%
地方債	8.3%
国際機関債・政府機関債	4.1%
金融債	1.0%
計	99.0%

●残存年数別組入比率

残存年数	比率
3年未満	19.0%
3年以上6年未満	18.6%
6年以上9年未満	20.2%
9年以上12年未満	20.8%
12年以上15年未満	20.4%
15年以上	0.0%
計	99.0%

オーストラリア公社債マザーファンド

●ポートフォリオの状況

外国債現物	95.7%
その他資産	4.3%
外国債先物	0.0%
外国債組入銘柄数	15銘柄
平均利回り（終利）	3.24%
平均直利	3.62%
修正デュレーション	7.7
加重平均格付け	AA+

●種別組入比率

種別名	比率
地方債	51.6%
国際機関債・政府機関債	25.6%
国債	18.4%
計	95.7%

●残存年数別組入比率

残存年数	比率
1年未満	0.0%
1年以上3年未満	0.0%
3年以上5年未満	0.0%
5年以上7年未満	0.0%
7年以上10年未満	65.8%
10年以上	29.8%
計	95.7%

※その他資産は、100%から債券現物の組入比率を差し引いたものです。※平均利回り（終利）は保有する債券の終利を、平均直利は保有する債券のクーポンを時価で除した値を、各々債券ポートフォリオ中の各銘柄の時価評価額で加重平均したものです。※修正デュレーションとは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいほど、金利が変化した場合の債券の価格変動が大きくなります。※加重平均格付けは保有する債券の格付けを、債券ポートフォリオ中の各銘柄の時価評価額で加重平均したものです。当ファンドの信用格付けを表示しているものではありません。

【ご参考】基準価額の変動要因分解（2016年4月～2017年3月）

	2016年										2017年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基準価額（月末）	10,286	10,230	10,171	10,193	10,078	10,021	10,007	10,016	9,953	9,966	9,970	9,917	
基準価額前月末比	▲137	▲56	▲59	22	▲115	▲57	▲14	9	▲63	13	4	▲53	
為替変動要因	▲101	▲130	▲114	74	▲41	▲17	98	167	10	61	10	▲16	
価格変動要因	▲7	102	88	▲21	▲45	▲9	▲82	▲128	▲43	▲19	24	▲7	
利息収入	16	18	16	15	17	15	16	15	16	16	14	16	
その他要因等	▲1	0	▲3	0	0	▲1	0	0	0	0	0	▲1	
分配金支払い	▲40	▲40	▲40	▲40	▲40	▲40	▲40	▲40	▲40	▲40	▲40	▲40	
運用管理費用（信託報酬）	▲4	▲6	▲6	▲5	▲6	▲5	▲6	▲5	▲6	▲5	▲5	▲5	

出所：アセットマネジメントOne

※上記は、将来における各マザーファンドのポートフォリオの状況および基準価額の変動要因を示唆、保証するものではありません。



■ ファンドの特色

国内およびオーストラリアの公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

1. 国内の公社債およびオーストラリアの公社債（豪ドル建て）を主要投資対象とします。

- ◆ 国内の公社債への投資にあたっては、信用リスク、流動性等を考慮のうえ、残存期間の分散を図ります。
- ◆ オーストラリアの公社債への投資にあたっては、原則としてソブリン債を中心とすることを基本とします。
※オーストラリア以外の国や企業等が発行する豪ドル建ての公社債にも投資することがあります。
- ◆ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ◆ 「国内公社債マザーファンド」および「オーストラリア公社債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。
※ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

2. 原則として、国内公社債マザーファンド受益証券70%、オーストラリア公社債マザーファンド受益証券30%を基本投資配分とします。

3. 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

金利変動リスク	一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
為替変動リスク	当ファンドでは、外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として豪ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

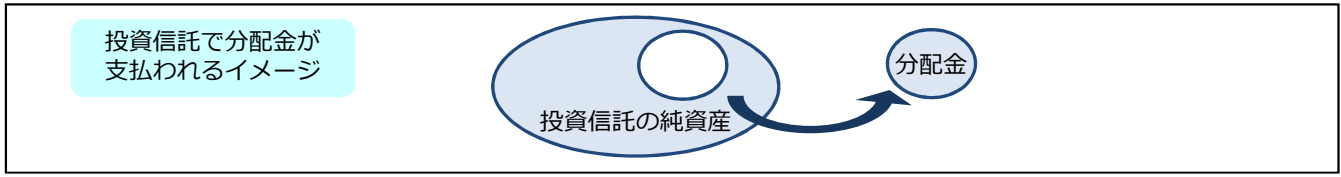
■ その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 当ファンドは、取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。



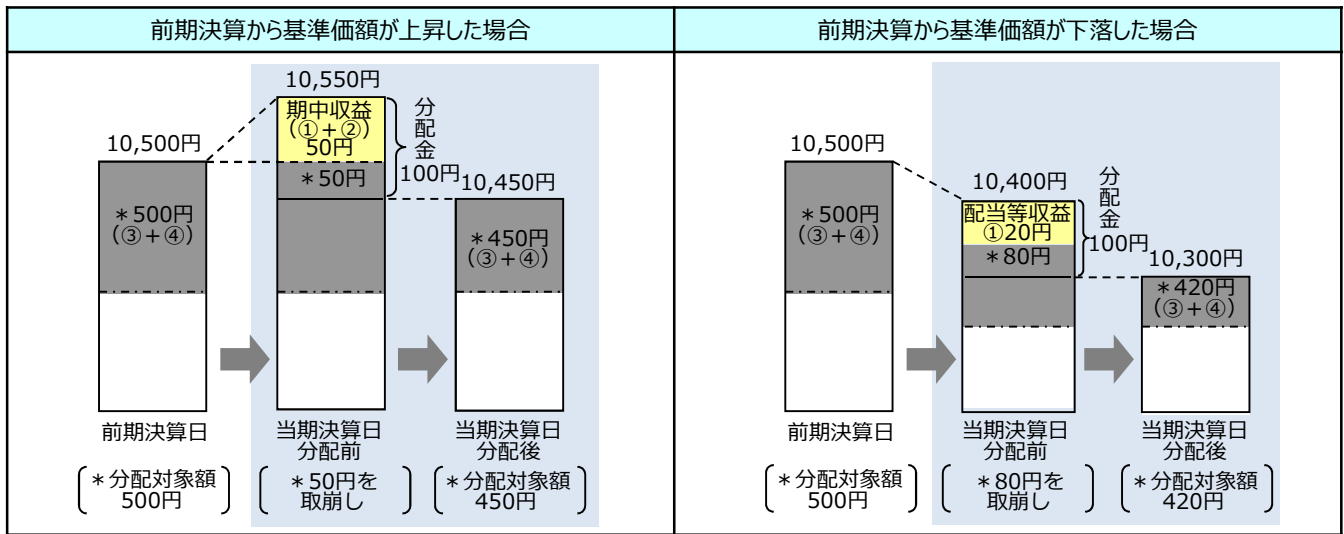
■ 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



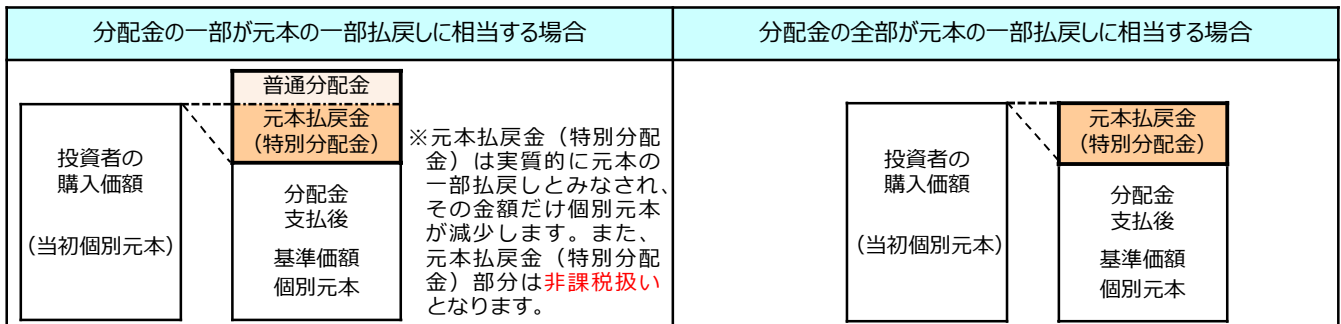
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①+②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額（特別分配金）だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ お申し込みメモ

<詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

購入・換金のお申込み	販売会社・委託会社の休業日を除き、原則として、いつでもお申し込みになれます。
購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。分配金再投資コースの収益分配金は、決算日の基準価額で再投資されます。）
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。 ※なお、上記の時間以前にお申込みが締め切られる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	2020年9月26日まで（2010年9月28日設定）
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回る事となること等には、信託を終了（繰上償還）させることがあります。
決算日	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。



■ お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時		
項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※手数料率の 上限は2.16%（税抜2%） です。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価

換金時		
項目	費用の額・料率	費用の概要
信託財産留保額	ありません。	-

保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます）

運用管理費用（信託報酬）

項目	費用の額・料率	費用の概要
運用管理費用（総額）	年率0.972%（税抜0.9%）以内の率	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
配分（税抜）	（委託会社） 年率0.28%～0.425%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	（販売会社） 年率0.28%～0.425%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
	（受託会社） 年率0.04%～0.05%	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

運用管理費用（信託報酬）の率〔信託報酬率〕およびその配分は、毎期、当計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社発表の新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとします。なお、2016年9月30日現在の信託報酬率は、**年率0.648%（税抜0.6%）**です。

新発10年固定利付 国債の利回り	信託報酬率〔年率〕	配分（税抜）		
		委託会社	販売会社	受託会社
3%未満の場合	0.648%（税抜0.6%）	0.28%	0.28%	0.04%
3%以上4%未満の場合	0.756%（税抜0.7%）	0.33%	0.33%	0.04%
4%以上5%未満の場合	0.864%（税抜0.8%）	0.375%	0.375%	0.05%
5%以上の場合	0.972%（税抜0.9%）	0.425%	0.425%	0.05%

その他の費用・手数料

主な項目	費用の概要
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど（監査費用は日々）かかります。

※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等（上限額等を含む）を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



■ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 ○ホームページアドレス http://www.am-one.co.jp/ ○コールセンター 0120-104-694（受付時間：営業日の9:00~17:00）
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理等を行います。

加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○	○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○		○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○		
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1771号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号	○		○		
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第3号	○		○		
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第3号	○				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第15号	○				
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第46号	○		○		
株式会社高知銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第8号	○				
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第7号	○				
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第6号	○				
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第45号	○		○		□
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長（登金）第278号	○				
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第61号	○				
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第5号	○				
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第44号	○				
株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第1号	○				
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第5号	○		○		
株式会社福邦銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第8号	○				
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第1号	○		○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	□
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第34号	○	○	○		□
株式会社みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第11号	○				
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第12号	○				□
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第36号	○		○		

※上記の表は、アセットマネジメントOne株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

※備考欄の「□」は、現在、当ファンドの新規の募集・販売を停止している販売会社を示しています。

当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資に関してご判断ください。



【当資料のご利用にあたっての注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne（以下、当社といいます。）が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の作成にあたり、当社は、情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の運用状況に関するグラフ、図表、数字および市場環境や運用方針等は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動、運用成果等を保証するものではなく、また将来予告なしに変更される場合もあります。
- 投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。
- 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。